○財務省告示第四百号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十六年十二月五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年十二月二十六日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

| 国債の名称 | 記号 | 額面金額の総額 | 額面金額百円当たりの買入価格 | | |